

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2025

瑞輝監査法人

報告対象期間：2025年1月1日～2025年12月31日

目次

I 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

I-1 統括代表社員メッセージ 4

I-2 監査品質指標 7

I-3 法人概要 9

II 経営管理の状況等

II-1 品質管理基盤 11

II-2 組織・ガバナンス基盤 22

II-3 人的基盤 28

II-4 IT基盤 31

II-5 財務基盤 35

II-6 国際対応基盤 36

III 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

I 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

I-1 統括代表社員メッセージ

瑞輝監査法人は、北海道の監査法人です。

私たちは、企業の財務情報の信頼性を確保し、もって経済の持続的な発展に貢献することを目標に業務を行っています。

公認会計士は常に公正かつ誠実に業務に取り組み、監査意見を表明することを使命としています。常に公正であることは、何にも迎合せず自分自身の信念と職業的使命感によって立つことを意味しています。

昨今の企業会計不正等に関して、市場の番人という立場である監査法人に対する期待、とりわけ不正対応を含む監査品質の向上と、あらゆる影響を排除して客観的に監査を行う「精神的独立性」の確保が強く望まれていると感じます。

公認会計士ひとりひとりが自己研鑽に励み、誠実に業務に取り組むことが、監査品質の土台となると考えます。瑞輝監査法人の全員の意識と努力、そして誇りをもって業務に向き合う姿勢が、監査品質の核であると考えています。

また監査法人として、メンバーの知識と経験を結集して正しい結論を導き出せるような、正しい方向性と倫理観をもった組織でなければならないと考えています。瑞輝監査法人は、組織風土の醸成に取り組み、継続的な品質改善活動を行い、社会から信頼される監査法人であるために努力してまいります。

瑞輝監査法人はこれからも、監査の本質的な価値である、資本市場への信頼の提供という役割を担い続けます。

統括代表社員 大浦 崇志

経営の基本方針

経営の基本方針

瑞輝監査法人は、誠実かつ公正な態度で業務を行い、高品質のサービスを提供することで経済の発展に寄与すること、また業務の品質の維持向上に継続的に取り組み、監査の品質を最優先とすることを経営の基本方針としています。

瑞輝監査法人は、法令遵守と品質管理を「法人理念」としています

最高経営責任者は「法令遵守」「監査の品質」を最優先と考えています。

メンバー同士がいつでも率直に意見交換できる組織体制と環境を維持し、各自の学習成果や研修等の知識についても法人内で情報を共有し、監査業務の品質を一定以上に保つよう取り組んでいます。また業務の打合せや面談、研修等の機会を活用し、品質管理の考え方を非常勤を含む全構成員に継続的に伝達しています。

法令を遵守し 社会から信頼される監査法人を目指します

監査及び会計の専門家である公認会計士の集団として、誠実かつ公正な姿勢で業務に取り組み、経済の発展に寄与し、社会から信頼される監査法人を目指します。

品質管理を徹底し 高品質のサービスを提供します

公認会計士として常に専門分野に関する不断の研鑽に励み、法令や基準の改正に対応します。また業務の品質の維持向上のため、法人として知識・経験を集積し、法人内での研修や情報管理などについて継続的な取り組みを行います。

I-2 監査品質指標（2025年度：2025年1月～12月）

監査の品質を重視する
統括代表社員メッセージ発信
(リサーチ回答 発信している)

100%

法人内研修における監査の品
質を重視する姿勢の発信
(リサーチ回答 発信している)

100%

独立性及び職業倫理
確認の実施

100%

独立性及び職業倫理
検出された違反

0件

CPD履修要件充足率
(2025年4月～2026年3月)

100%

CPD履修状況
1人あたり平均
(2025年4月～2026年3月)

45時間

完了した監査業務の検証
検証計画に対する実施率

100%

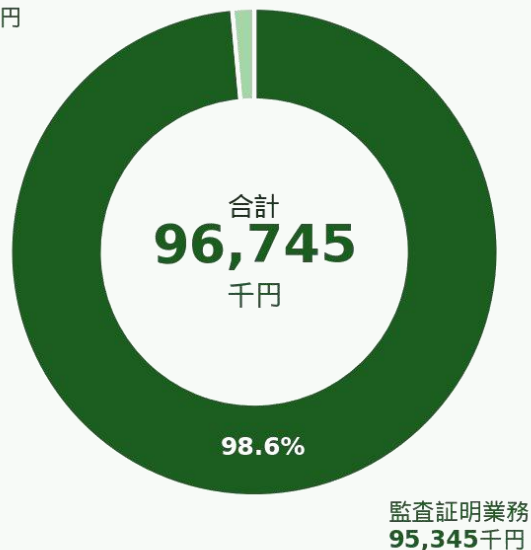
完了した監査業務の検証
検出された重要な指摘事項

0件

I-2 監査品質指標（売上高と非監査業務の割合）

2024年度

非監査証明業務
1,400千円
1.4%



監査証明業務
95,345千円

■ 監査証明業務 ■ 非監査証明業務

2025年度

非監査証明業務
3,600千円
3.2%



監査証明業務
107,713千円

■ 監査証明業務 ■ 非監査証明業務

I-3 法人概要

被監査会社の概要

金商法・会社法監査	4社
会社法監査	3社
その他の監査	11社
合計	18社

監査対象会社名（金商法・会社法監査のみ）

株式会社エコミック
エコモット株式会社
SDエンターテインメント株式会社
中道リース株式会社
（五十音順）

人員構成（2026年5月末）

社員	公認会計士	5名
非常勤	公認会計士	8名
外部顧問		1名

名称	瑞輝監査法人
設立	2008年10月1日
所在地	〒060-0807 札幌市北区北7条西6丁目2番地34 SKビル7階
統括代表社員	大浦 崇志
TEL	011-757-6337
HP	https://www.mizuki-ac.or.jp/

Ⅱ 経営管理の状況等

Ⅱ－１ 品質管理基盤

品質管理について

瑞輝監査法人では、監査の品質を優先することを社員の共通目標としています。法人の最高意思決定機関は社員会であり、経営管理に関する情報を共有するとともに社員間の協議によって重要事項を定めています。また社員の中から品質管理担当社員を選任し、品質管理のシステムの整備と運用をすすめるとともに、その検証を行っています。

瑞輝監査法人は、監査業務を行うにあたり必要十分な資源と体制を常に確保し、監査の品質の維持向上を図っています。

監査の品質

瑞輝監査法人は、監査の品質の維持向上には、法人としての組織的な取り組みが必要だと考えています。そして組織を構成する公認会計士一人一人の成長が、その土台となると考えています。

業務にあたる公認会計士が常に専門分野に関する自己研鑽に励み、十分な知識を取得して業務経験を積むこと、そして自由闊達な議論によってあらゆる情報や問題点を共有し、協力して業務を行い、問題解決に向かうことが重要です。

また法人として、それらの知識や経験を集積して共有し、気付いた問題点については改善するという行動を継続的に
行い、組織的に監査の品質の維持向上に取り組んでいます。

このような法人の考え方について、統括代表社員は繰り返しメッセージを発信しています。

法人内においては日常的な会話や業務を通して、また掲示板やメール、オンライン会議といったあらゆる
チャネルを通じて、非常勤を含む法人のすべての構成員に対してメッセージを発信しています。

また法人理念や代表者メッセージをホームページに掲示し、法人外部へも広く発信しています。

■統括代表社員は監査の品質を重視する姿勢について法人内外に対してメッセージを発信しています

リサーチ結果では当法人の全構成員が
「統括代表社員は品質管理の重要性を
伝達するためにメッセージを発信し
ている」と回答しています。

統括代表社員からの品質管理メッセージ発信
リサーチ回答 「発信している」

100%

法令遵守

職業的専門家として法令及び基準等を遵守し、監査業務の品質を確保するため、品質管理規程の他、職業倫理・独立性に関する方針、各種様式等を整備し、これを法人内の全構成員に対して周知徹底して運用しています。インサイダー取引の防止規程を置き、研修を行うほか、反社会的勢力に関する調査や、これらに関する宣誓書の提出を義務付けるなどしています。

独立性及び職業倫理

当監査法人及び構成員は、被監査会社から独立した立場を保持しています。

法人として、この独立性に関する事項を含む職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、年に一度及び必要な時点で、独立性の保持に関する確認書の提出を義務付けており、その内容を品質管理担当社員が確認しています。

独立性及び職業倫理
独立性の確認の回答率 100%
検出された違反 0件

非監査業務について

当法人では非監査業務に関する方針を定めております。

非監査業務は専門要員の視野を広げ、新たな分野の知識を習得し、職業的専門家としての能力を高めて、それらの知識と経験を監査業務に活かすことができるものと考えています。

被監査会社に対する非監査業務の提供にあたっては、独立性保持の観点から十分な検討を行い、社員会で問題がないと判断して承認された場合にのみ契約締結することとしています。

インサイダー取引防止

コンプライアンスの観点から、インサイダー取引を防止するため、インサイダー取引防止規程を制定し、全構成員に遵守を義務付け、研修を実施しています。年に一度及び必要な時点で調査を実施し、規程遵守に関する誓約書を入手し、品質管理担当社員がこれを確認しています。

業務に係る契約の締結及び更新

瑞輝監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新にあたっての方針と手続を定めております。契約に先立ち、独立性を含む職業倫理に関する規程への遵守状況の評価を実施し、業務内容や状況に応じて必要な情報を収集し、契約締結に伴うリスクの程度を評価します。独立性を含む職業倫理の遵守状況、リスク評価の妥当性、監査予定時間、適切な能力を有する監査チームの編成等について社員会で検討し、契約の締結を決定しています。

業務執行社員のローテーション

監査業務の担当社員には、法令により一定の期間をもって交代することが定められています。

当法人では大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当社員等に対して7会計期間のローテーションを義務付けております。また筆頭業務執行社員のインターバル期間は5年、その他の業務執行社員は2年、審査担当社員は3年となっています。

その他の監査業務及び監査業務以外の保証業務においても、全ての構成員の独立性について確認しています。

監査証明業務に係る審査

審査に関する方針と手続を規程に定め、社員会で監査業務ごとに審査担当者を選任しています。審査担当者は業務に関する知識、経験、職位等の資格を満たしているか、客観性を維持しているか、適切な助言等を行える能力を有しているか等について検討したうえで適切な者が選任されます。審査は監査計画から意見表明まで監査期間を通してタイムリーに実施しており、審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないこととしています。

専門的な見解の問合せ

監査業務に関連する、監査・会計、税務、品質管理、法律等の分野において、専門要員の判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項等に関して、専門的な見解の問合せを行うための方針及び手続を定めて運用しています。法人内部の問合せで解決に至らない場合には法人外部の適切な専門家に見解を求めることとしており、各事案によって監査責任者、品質管理担当社員等の適切な者がとりまとめます。

通報制度

当法人では、法令違反や不正の早期発見とその解決及び影響の最小化のため、通報制度を設けています。ホームページにホットライン窓口を設け、いつでも法人内外からの通報を受け付けています。また通報のモチベーション確保と通報者保護に配慮して匿名通報も可能としています。

通報をうけた場合、品質管理担当者はその内容を吟味し、関連する監査チームへの質問や、必要と認める場合には関連する書類等を閲覧して申立て内容を調査します。必要に応じて法律専門家等を関与させる、社員会で検討するなどの対応をとり、調査結果を検討して業務執行社員等へ対処すべき事項を伝達します。

被監査会社その他の資本市場の参加者との意見交換

瑞輝監査法人は、被監査会社の経営者・監査役等とのコミュニケーションを積極的に行っています。

監査の現場においては、監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を行えるよう適切な場を設けて議論を交わし、被監査会社との間で十分な意見交換を行い、相互に理解を深めています。また法人の品質管理の整備状況と運用評価や監査の品質向上に受けた取り組みについて広く意見交換を行っています。

瑞輝監査法人は、日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」に、統括代表社員による「監査品質向上に向けた取り組みに関するトップメッセージ動画」を掲載しています。

外部顧問からは、資本市場の参加者としての視点をもって助言や評価を受けています。

また全国研修や会議等に参加し、資本市場の参加者等が意見交換をおこなった議事録等が公表されればそれを閲覧する等して、広く法人外の関係者や市場参加者などの意見を知るように努めています。

これらによって得た情報を参考にし、社員間で共有するとともに、法人の組織的な運営の改善に役立てています。

モニタリング

品質管理担当社員は、監査法人の品質管理の活動について監視しています。

瑞輝監査法人は品質目標を設定し、これらを阻害する品質リスクに対処するための対応方針と手続きを定めており、この実行についてモニタリングしています。これには不正リスク対応基準が適用される監査業務における不正リスク対応状況や、完了した監査業務の検証の実施状況を含みます。また、品質リスクに対処するための方針及び手続の有効性の評価と改善活動を含みます。

■法人内部で実施した完了した監査業務の検証の結果

監査業務の担当者のローテーション等を指標として抽出した監査業務について、業務の検証を実施し、その結果を社員会に報告しています。

監査業務の検証作業は、品質管理担当社員または監査チームに牽制機能を有する者が実施することとしており、客観的な視点をもってチェックする体制としています。

法人内部で実施した完了した監査業務の検証の結果

検証計画に対する実施率 100%

内部点検において検出された重要な指摘事項 0件

モニタリングの実施

品質管理担当社員は、品質管理の活動の状況とその監視状況について確認し、結果について定期的に社員会へ報告します。不備が識別された場合には、その重大性と広範性を評価し、根本原因を究明し、それに対処するための是正措置を講じます。モニタリング活動は、品質管理システムの整備及び運用についての情報を得て、不備を適時に改善するための措置を講じることを目的としています。

品質管理システムの目的

当監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たし、監査業務を実施すること、並びに当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行することについて、合理的な保証を提供することを目的としています。

品質管理システムの有効性の評価

瑞輝監査法人では評価基準日を8月31日と定めています。モニタリングの結果、2025年8月31日において品質管理システムに重大または広範な不備は識別されなかったことから、統括代表社員は、当監査法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価いたしました。

外部機関によるモニタリング

監査事務所に対する外部のレビューまたは検査の精度として、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会の品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うことや監査意見の形成に介入することを目的とするものではありませんが、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況や、品質管理システムが個別の監査業務に適切に運用されているかを確認し、実施結果を記載した品質管理レビュー報告書のほか、改善勧告事項があれば改善勧告書が監査事務所に交付されます。これに対し、監査事務所は改善対応を行います。

また、品質管理レビューの結果について、公認会計士・監査審査会が、品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているか等について審査を行い、必要に応じて監査事務所等に立入検査を実施します。立入検査の結果、監査事務所の品質管理システムや個別監査業務の不備が発見された場合には、検査結果通知書により通知され、監査事務所等は改善を促されます。

Ⅱ－２ 組織・ガバナンス基盤

ガバナンス体制について

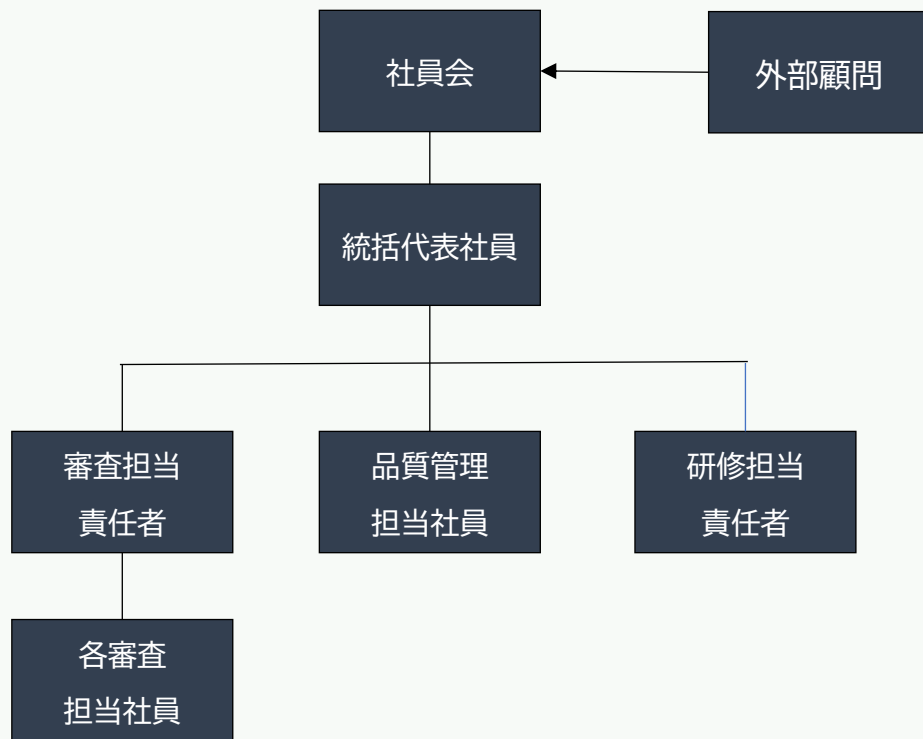
瑞輝監査法人は、社員全員が無限連帯責任を負う「無限責任監査法人」です。無限連帯責任のもと社員一人一人が平等な立場で、信念をもって業務にあたっています。

法人の最高意思決定機関は社員会であり、社員全員が参加し、法令・定款等に定められている事項や規程等の改廃等の法人の重要な経営及び業務に係る事項を決定します。

また社員会には外部顧問が出席します。外部顧問は直接監査法人の意思決定に参加したり経営責任を負うことはありませんが、独立性を有する第三者としての立場から助言・指導等を行います。

法人の最高経営責任者は、統括代表社員であり、公認会計士である社員から、社員会において選任されます。統括代表社員は品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。

組織図



組織図について

当法人は規模を鑑みて「経営機関」「部署」を設置しておりませんが、各責任者が誠実に業務に取り組み、相互に協力し、また監視しあって、少人数であっても慣れあうことなく監査法人として適正な判断を確保し組織的な監査を実行できる組織作りを行っています。

社員会

社員会は各社員の招集によっていつでも開催でき、法令・定款に定められている事項や経営・業務に係る重要な事項を、原則社員全員の同意をもって決定します。

このほか、代表社員の全員で代表社員会を開催することがあります。代表社員会での審議内容は、規程により社員会上程事項に該当する場合にはこれを社員会へ報告、上程して審議することとされており、社員会の前段階で審議内容を検討する役割を果たしています。

このように社員会は法人におけるすべての重要な事項を決定する最高意思決定機関です。瑞輝監査法人では、社員会を構成する全社員が、無限連帯責任を負う者としてモラルと自覚を持ち、必要と思われる事項を相互に相談し、社員間において情報を積極的に共有し、監査事務所の発展的な運営に資するよう努めています。

統括代表社員

法人の最高経営責任者であり、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。監査業務経験が豊富で実務に精通している公認会計士であって、法人の経営・業務・品質・人事等の各重要事項について責任を持ってマネジメントを行います。

審査担当責任者

主に社員会による審査の招集及び進行、外部委託審査の管理、審査の適切な運用の啓蒙活動、審査運用の改善助言等を行います。

研修担当責任者

監査業務を行うすべての専門要員のための研修計画の策定、研修運営、履修状況の確認を行います。また業務に必要と想定される文献・データの調達や整備といった知財集積活動も行っています。

品質管理担当社員

法人の品質管理の整備と、運用状況の点検及び監視を行います。公認会計士登録後の監査実務経験や継続的専門能力開発制度における研修履修要件を満たしている等、一定以上の要件を満たす公認会計士である社員から選任されます。

また上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制として、品質管理担当社員の中から1名以上を、業務の品質の管理に主として従事する公認会計士として選任しています。業務分担のバランスに配慮し、業務の品質の管理に従事するための十分な時間を確保しています。

外部顧問

当法人は小規模であり、経営機能の実効性を監督・評価するための「監督・評価機関」を設けていませんが、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の有する知見を活用することを目的として、外部顧問を選任しています。

外部顧問は、上場会社の役員を歴任する等、企業の組織的運営の経験や資本市場の参加者としての視点等を有しており、かつ当法人との間における当該顧問契約以外の業務上の関係、法人の社員との間における身分上の関係が無く、当法人に対して独立性のある方を選任しています。

外部顧問は社員会に参加し、社員が自由闊達に意見交換し法人の品質管理に尽くすための有意義な会議体となっているか、特定の利益が優先されるような偏った内容の決議がされていないか等の複数の観点から監視を行い、経営機能の実効性向上に資する助言、組織的な運営の実効性に関する評価を行っています。

品質管理担当社員が、会議に参加するにあたり必要な情報の事前共有や、監視結果・助言等のフィードバックを行うこととしており、法人として監視・助言機能の実効性を確保する環境を整備しています。

現在の外部顧問は上場会社である金融機関の取締役を歴任した方で、組織的運営の経験が豊富であり、様々な助言をいただいています。また金融機関という資本市場の参加者としての視点から、監査法人への期待や批判などを含む、幅広く客観的なご意見をいただいています。

Ⅱ－３ 人的基盤

人員構成

当法人では、メンバーの知識や経験、業務負担のバランス等を考慮し、また各人が様々な業務を担当できるようという点もふまえて業務分担を決定しています。公認会計士としての経験が長く、様々な業種や業務を担当してきたメンバーが多く在籍しています。

監査チームは業務執行社員と主査、補助者等で構成し、業務執行社員がチームメンバーと共に監査現場へ赴き、被監査会社と積極的なコミュニケーションをとり、監査上の理解を深め、実際に監査の現場でメンバーと共に監査業務を行っています。そのため迅速で的確な判断やフィードバックが可能となっています。

瑞輝監査法人の法人理念に共感し、向上心を持って知識の習得に励み、監査業務に誠実に取り組む人材を採用したいと考えており、継続的な採用活動を行っています。

評価

瑞輝監査法人ではスタッフ評価の方針を定めており、その評価項目として、職業的懐疑心の発揮、品質管理を重視する姿勢などについても明記しています。日常的な対話のほか、面談の場を設けて意見交換を行うことで、メンバーと相互に理解しあい信頼を深め、協力して業務にあたることができる体制を整えています。また社員についても社員評価項目を設定して評価を行っています。

研修

社員及び専門職員の研修に関して研修管理規程等を定めています。研修担当責任者が年間方針を策定して公表し、法人として研修及び履修管理の方針を示すとともに、習得・履修すべき事項を定めています。年間方針の枠組みの中で、原則として日本公認会計士協会が提供するeラーニングや集合研修を活用して、社員、専門職員ごとに必要と考えられるプログラムを指定したカリキュラム表を公表し、進捗及び履修結果について確認しています。

また法人主催の集合研修を開催し、意見交換を通して職業的専門家としての判断能力を高めるよう努めています。集合研修は法人内でeラーニング化し、フォローアップも可能としています。

■研修受講の状況

CPD履修状況
(2025年4月～2026年3月)
履修要件充足率 100%
1人あたり平均 45時間

法人内研修で監査の品質を重視する姿勢を
発信しているか
リサーチ回答 発信している
100%

ITリテラシーの向上

瑞輝監査法人では、ITの利用にあたり、構成員が正しい知識をもって誠実に行動することが重要と考えています。構成員に所定のIT研修を義務付けているほか、法人内において具体的なケースを想定した説明や質疑応答を行い、ITスキル、知識と意識向上を図っています。なお当法人では非常勤を含むすべての専門要員が同じ研修、情報セキュリティの方針を遵守しています。

Ⅱ－4 IT基盤

デジタル化の方針

社会のデジタル化は日々加速し、監査を取り巻く環境も大きく変化し続けています。監査業務においてもクラウドサーバ等を利用して電子データをやりとりしたり、電子的証明を利用すること等が当たり前となっています。またAIの監査業務への活用についても、活発に議論されています。

こうした変化に的確に対応し、業務の実態に合った必要なものを選択して取り入れることで、業務の効率化を図り、より重要な作業に資源を投入することで監査の品質を向上させることができると考えています。

セキュリティの面では、利用するITの機能を十分に理解してリスクを認識し、必要な対策を講じることと、そのうえで構成員がこれらを正しく利用することが重要であると考えています。

デジタル化を進め、その効果を引き出すための業務フローの構築と、リスク対応策としての制限を置くこと、これらをバランスよく導入し、社会のデジタル化水準に見合う適切な環境を構築し、持続的に運用できるよう対応していく方針です。

情報セキュリティ

瑞輝監査法人は、法人の業務を実施するにあたり全ての構成員が情報セキュリティの重要性を認識し、遵守すべき方針として、情報管理規程を定めています。法人が提供する監査業務に対する社会の信頼を得るために、取り扱う情報の漏洩や消失等を未然に防ぐための基本方針であり、対象となるすべての情報はその重要性に応じて情報セキュリティ対策基準に基づき取り扱われます。またこれにはインシデント発生時の対応マニュアルも含まれています。

当法人では、セキュリティ対策や一定の機能の制限などを施したうえで構成員の全員にIT機器を貸与し、最終的なコントロール権限を法人の管理下においています。IT機器の貸与時には取り扱いに関する注意事項を示し、情報機器や情報の取り扱いに関する必要な研修を必須研修として行っています。

監査データの電子化

瑞輝監査法人は監査調書を電子的な方法で作成し保管しております。

監査業務のインフラとして法人内の監査データ共有クラウドサーバを導入し、データの常時共有と一元管理、また場所を選ばずデータにアクセスできる環境を整備しております。またリモート会議の活用による移動時間の削減や、遠隔地におけるスムーズなチーム作業が可能となり、監査の効率化に寄与しております。

併せてセキュリティ機能を有する通信用のサーバ、信頼性の高いデジタル認証サービス、暗号化通信機能を備えたモバイル通信機器、VPN機能等を導入し、通信におけるセキュリティを確保いたしました。

また、これらのデータの取り扱いのセキュリティ強化として、PCのデータレス化機能を導入しております。

電子的な監査ツールとして電子確認プラットフォーム「BalanceGateway」、電子監査調書管理システム「いつでもSUITES」を導入しております。

ITモニタリング

瑞輝監査法人では、情報管理規程及び情報セキュリティ対策基準を構成員が正しく十分理解し、実際にそれに従って運用・行動しているかどうか、自己点検のチェックリストをつけて確認することとしています。結果については品質管理担当社員が確認しています。全構成員は日常的な運用の過程で、運用・行動についての具体的な情報を共有し、疑問点について相互に確認を行っています。

重要なデータの管理状況については、品質管理担当社員が、管理画面の閲覧やサーバの利用状況を確認して点検を行っています。



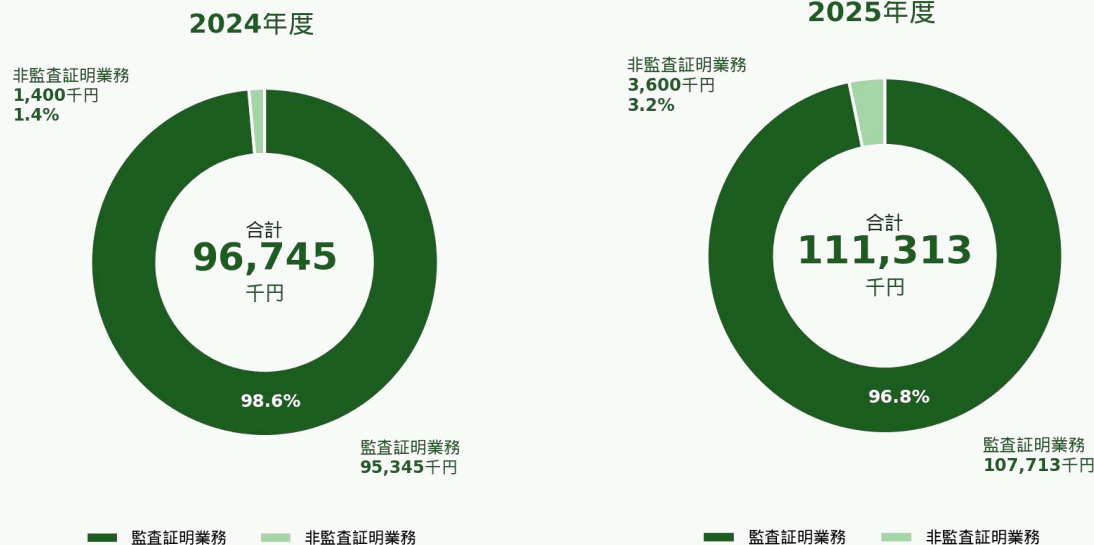
撮影場所 平取町
撮影 公認会計士 北村泉

Ⅱ－５ 財務基盤

瑞輝監査法人は報酬規制に関する方針を定めて、報酬依存度を一定の範囲以下として運営しています。報酬依存度が15%を超える関与先はありません。特定の関与先に依存しない安定した財務基盤を築き、職業的専門家としての独立性を保つとともに、監査業務の持続可能性を維持しています。

業務内容は監査業務を中心としており、2025年度の非監査業務は全体収入の3%程度です。

2期売上高（監査業務と非監査業務の割合）



Ⅱ－６ 国際対応基盤

瑞輝監査法人は、海外取引等を含む監査業務に対応するために必要な知識と海外勤務経験を有する公認会計士を構成員として複数名有しており、現在において必要な国際対応の体制を整備して監査を実施しています。

現在の業務内容に照らして必要がないためグローバルネットワークには加盟しておりません。また他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っているということもありません。

現時点でグローバルネットワークに所属する必要がある監査業務を積極的に受嘱する予定はありませんが、将来的にそのような監査業務を行う場合には整備を行い対応していく方針です。



撮影場所 札幌市滝野すらん丘陵公園
撮影 公認会計士 北村泉

Ⅲ 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

Ⅲ 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則・指針の内容		記載箇所
監査法人が果たすべき役割		
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	I-1 統括代表社員メッセージ II-2 組織・ガバナンス基盤 ガバナンス体制について
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	I-1 統括代表社員メッセージ 経営の基本方針、法人理念
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	II-3 人的基盤 評価
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	II-1 品質管理基盤 監査の品質
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	II-1 品質管理基盤 非監査業務について II-5 財務基盤
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	II-6 国際対応基盤

組織体制

原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	
2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	Ⅱ-2 組織・ガバナンス基盤 ガバナンス体制について、組織図
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	Ⅱ-2 組織・ガバナンス基盤の全体を通して、経営機能について記載しています
	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	Ⅱ-2 組織・ガバナンス基盤 ガバナンス体制について、社員会
	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	Ⅱ-1 品質管理基盤 被監査会社その他の資本市場の参加者との意見交換
	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	Ⅱ-3 人的基盤 評価、研修
	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	Ⅱ-4 IT基盤 デジタル化の方針、監査データの電子化
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	Ⅱ-2 組織・ガバナンス基盤 統括代表社員

組織体制

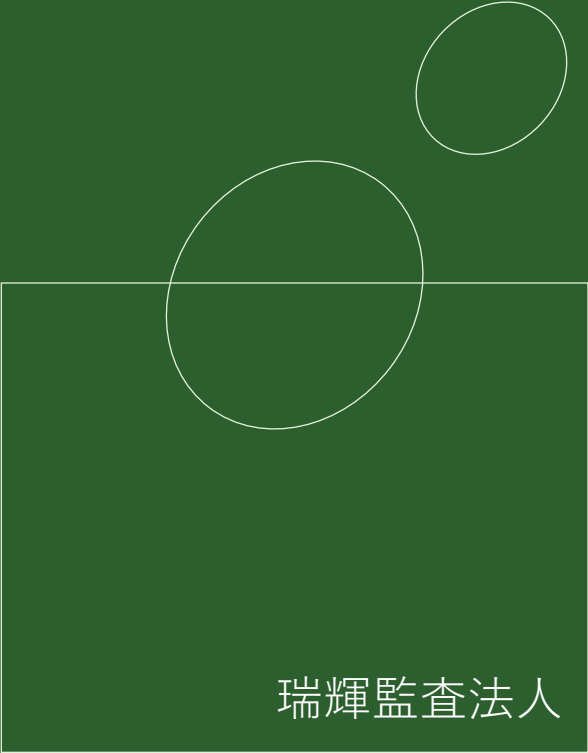
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	Ⅱ-2 組織・ガバナンス基盤 外部顧問
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Ⅱ-2 組織・ガバナンス基盤 外部顧問
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	Ⅱ-2 組織・ガバナンス基盤 外部顧問
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	Ⅱ-2 組織・ガバナンス基盤 外部顧問

業務運営

原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Ⅱ-3 人的基盤 人員構成、研修
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Ⅱ-3 人的基盤 評価
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	Ⅱ-3 人的基盤 人員構成、研修
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Ⅱ-1 品質管理基盤 被監査会社その他の資本市場の参加者との意見交換
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	Ⅱ-1 品質管理基盤 通報制度

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。 本報告書
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 以下のそれぞれの箇所に記載しています
	会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 I-1 統括代表社員メッセージ
	法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 I-1 統括代表社員メッセージ 法人理念
	監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: AuditQualityIndicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報監査法人における品質管理システムの状況 I-2 監査品質指標
	経営機関等の構成や役割 II-2 組織・ガバナンス基盤
	監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 II-2 組織・ガバナンス基盤 外部顧問
	法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 II-1 品質管理基盤 非監査業務について
	監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) II-4 IT基盤
	規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 II-3 人的基盤

(続き)	特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	Ⅱ－５ 財務基盤
	海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	Ⅱ－６ 国際対応基盤
	監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	Ⅰ－２ 監査品質指標
５－３	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	Ⅱ－６ 国際対応基盤
	グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	
	グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)	
	会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	
	会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	
５－４	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	Ⅱ－１ 品質管理基盤 被監査会社その他の資本市場の参加者との意見交換 Ⅱ－２ 組織・ガバナンス基盤 外部顧問
５－５	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	Ⅱ－１ 品質管理基盤 モニタリングの実施、品質管理システムの有効性の評価
５－６	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	Ⅱ－１ 品質管理基盤 被監査会社その他の資本市場の参加者との意見交換、モニタリング



瑞輝監查法人